

# 障がい福祉について理解を深めよう!

健康福祉課障害福祉係 ☎ (25) 1183

障害者基本法には、国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化などのあらゆる分野の活動に参加することを促進するため、毎年12月3日から9日までを障害者週間とすることが定められています。

## 障がいの日記念事業

市では、障害者週間にあわせて障がい者福祉に関心や理解を深めていただくため、障がい当事者である障害者互助会などと連携しながら啓発活動を行っています。

毎年、障がいの日記念事業として福祉事業所の利用者や特別支援学校に通う生徒などが作った作品を展示しています。

とき 11月27日(土)～12月10日(金)  
ところ 保健福祉センターひだまり



昨年の展示の様子

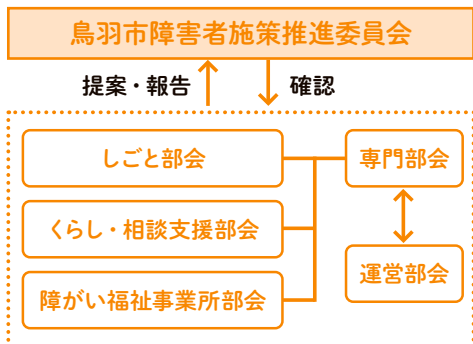
## 地域自立支援協議会とは

地域の実情にあった障がい者福祉の実現と、さまざまな

ケースが存在する障がい者に対する支援体制、相談体制の強化の実現を図り、そのシステムを構築していくことを目的に「地域自立支援協議会」を設立しています。この協議会では、障がい者福祉計画などの策定をはじめ、施策の進捗管理や地域課題の整理などを行っています。

また協議会の中に、「くらし・相談支援部会」、「障がい福祉事業所部会」の3つの専門部会を設け、それぞれのテーマに沿った地域課題、ニーズなどについて方向性を見出し、支援についてのさまざまなアイデアや事業案などを協議しています。くらし・相談支援部会では、障がい者福祉についての理解や啓発の推進を目的として、

## 鳥羽市地域自立支援協議会



## 特別障害者手当・障害児福祉手当について

重度の障がいがあり、在宅で介護を受けている場合に受給することができます。手当を受給するためには、申請したうえで認定を受ける必要があります。

手当 (支給月額)	対象者
特別障害者手当 (27,350円)	著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上のかた ※次のかたは手当を受給できません。 ・障害者支援施設や特別養護老人ホームなどに入所しているかた ・病院などに継続して3か月以上入院しているかた
障害児福祉手当 (14,880円)	重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満のかた ※次のかたは手当を受給できません。 ・障害児入所施設などに入所しているかた ・障がいを支給事由とする年金を受けることができるかた

※本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定以上ある場合は支給が停止されます。

障がい者の就業や生活支援、成年後見制度に関する講演会を開催しました。  
しごと部会では、障がい者の就労に関することや、余暇の支援についての課題を協議しています。これまでに水産と福祉の連携事業として、牡蠣コレクターや牡蠣工場でのたねさし作業を各事業所で振り分けて行ってきました。

は、市内のサービス提供事業所が情報共有を行ったり、民生委員などの交流を通して課題の検討やスキルアップを図る場としています。バリアフリータウンウォッチングを実施して、避難場所への避難ルールの確認を行うなど、いざ災害が発生した時に支援者として知っておきたいことなどを話し合いました。